

高知市「新しい生活様式」環境整備支援事業費補助金

さあ、新しい生活様式の時代だ

お客様が安心して来店できる店舗づくりを応援します！



最大 **60** 万円

補助率
3/4

申請期間

5月6日(木)～9月30日(木)

※予算がなくなり次第、終了



高知市 ☎ (088)823-9375
商工振興課 kc-151700@city.kochi.lg.jp



詳しくは裏面へ



高知市「新しい生活様式」環境整備支援事業費補助金

(高知市感染症対策環境整備支援事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響下において、**来店型店舗等**を営む中小企業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言する「**新しい生活様式**」に沿った対策を講じるための経費の一部を補助することにより、感染症拡大を予防するとともに、市民が安心して来店できる環境づくりを支援し、事業者の事業継続及び売り上げの確保を応援します。

■ 申請期間

令和3年5月6日(木)～9月30日(木)

※予算がなくなり次第終了

■ 補助対象期間

令和3年4月1日(木)～9月30日(木)

※年間契約等で補助対象期間を超える場合は、按分で計算

■ 補助金額(補助率)

上限60万円(補助率3/4)

■ 補助対象事業者

・来店型の店舗を営む中小企業者(会社等、特定非営利活動法人、個人)のうち、高知市内に店舗(事務所)があり、かつ本社その他これに類するもの(個人にあっては住所)を有すること

【以下に該当する方はいずれの場合も補助対象事業者に該当しません】

※高知市税を滞納しているとき(新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けられている方はご相談ください。)

※高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号いずれにも該当すると認められるとき

※性風俗関連特殊営業を行う事業者

※みなし大企業

※政治、宗教、経済、文化等の団体や組織



■ 補助対象経費

経費区分	補助対象経費
備品の購入等に要する経費	飛沫感染防止のためのスクリーン、パーテーション及びアクリル板等購入費用 非接触型体温計購入費用、空気清浄機購入費 非接触接客に必要なタブレット、POSレジ等の購入費
委託に要する経費	設置等の費用
店舗の改修に要する経費	感染症対策に必要な換気設備の設置・交換 手洗設備の設置、洗面所のセンサー水栓への交換 補助対象事業に必要な電気工事等
その他	セルフオーダーシステムの導入費等 市長が特に必要と認める経費

● 補助金の活用例

① 感染症対策として必要な設備の導入支援

ロビー等で使用する空気清浄機の購入



学習塾でのサーマルカメラの購入



小売店のレジ前アクリル板の購入設置



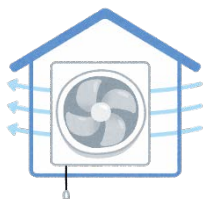
手洗設備の設置・
センサー水栓への交換



客席を仕切るパーテーションの購入



換気設備の設置・交換



② 非接触接客に転換するための支援

小売店での非接触決済の導入費



飲食店でのセルフオーダーシステム導入費



① 高知市の他の補助金や、他の公的な補助金の交付決定を受けた経費は、補助対象経費となりません。

② 自宅兼店舗の場合は、対象とする設備が事業専用で使うことが明確な場合にのみ、対象となります。

③ 委託費とは、業務遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費であり、自ら実行することが困難な業務に限ります。

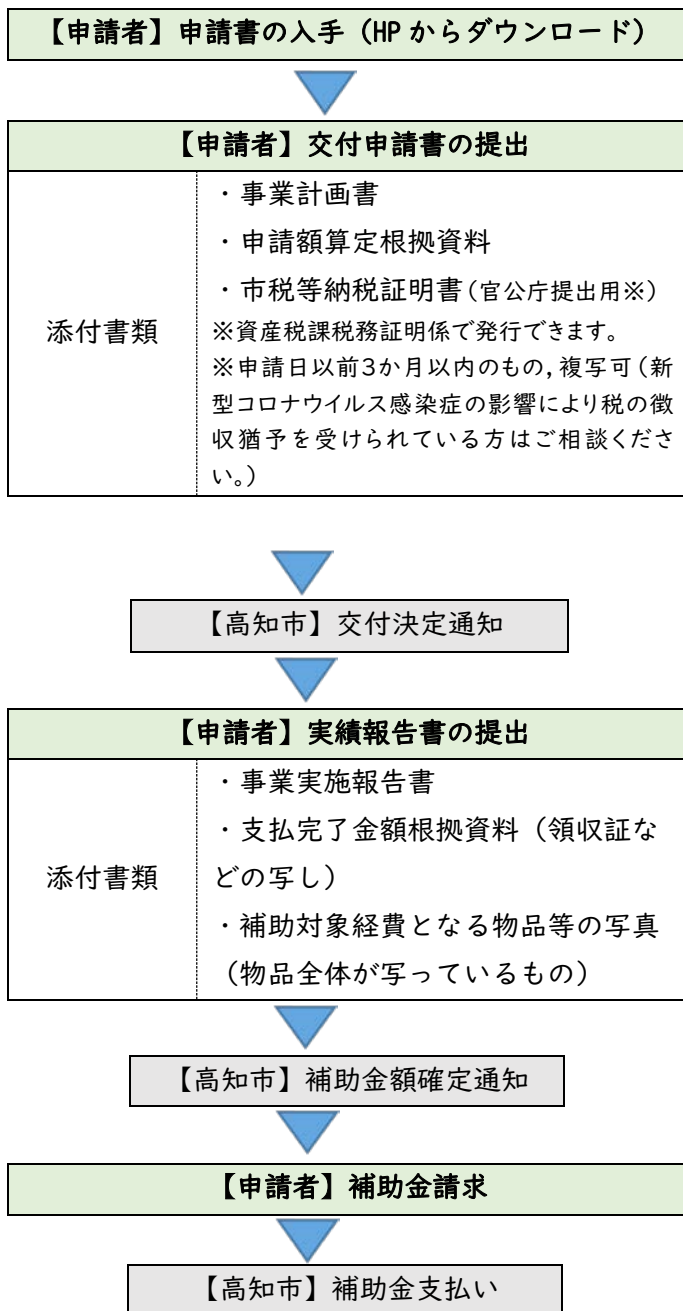
④ 原則、10万円以上の経費については、「現金払い」は対象としません。

⑤ 老朽化等にかかる同等品への交換や、単に維持修繕を目的とする費用は対象となりません。

⑥ 販売金額に占める補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法（形式・時期を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの）は、当該補助金の取り消し事項にあたります。

（例：ポイント・クーポン等の発行、購入額の一部を払い戻す行為、見積書に記載がない別の物品やサービスとの相殺など）

■ 手続きの流れ



■ 補助金対象 チェックリスト

	チェック項目	はい
補助対象事業者	来店型店舗等を営む中小企業者（株式会社・有限会社等、特定非営利活動法人）または個人である	
	既に店舗がある（今後出店予定の場合は、出店が完了してからの申請になります）	
	高知市内に営業する店舗及び本社（個人の場合は住所がある）	
	高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号にあてはまらない。	
	性風俗関連特殊営業事業者でない	
	みなし大企業でない	
	政治、宗教等の団体や組織でない	
対象事業	市税等の滞納がない	
	業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策等を実践する事業である 非接触接客に転換するための事業である	
補助対象経費	補助金の受けたい費用は、新事業に必要な「備品購入費」「委託費」「店舗改修費」「その他」のうち高知市が定めた補助対象経費に該当するものである	
	補助金を受けたい費用は、令和3年4月1日から9月30日までに支払う（支払った）経費である	
	補助金を受けたい費用は、高知市の他の補助金や、他の公的な補助金の交付決定を受けていない	
その他	（既に支払った10万円未満の経費） 必要事項が記載された領収書がある （既に支払った10万円以上の経費） 納品書と銀行振込（クレジット払い）が確認できる書類がある	

▲ 当てはまらない項目がある場合は、
本補助金の対象とはなりません

■ 申請方法

申請期間に、高知市商工振興課のホームページ（下記URL）から様式をダウンロードし、添付書類とともに提出してください。 ※納入業者の方等、第三者の代理申請は受付できません
HP : <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/kankyouseibi2021.html>

